

○檜葉町ふるさと応援寄附条例

(平成 20 年 6 月 12 日条例第 2 号)

改正 平成 28 年 6 月 10 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、寄附者の社会的投資を具体化するため、寄附金を財源として基金を設置運用することによって、住民参加型のまちづくりを進めることを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 前条に規定する寄附者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 東日本大震災からの復興に資する事業
- (2) 自然環境の保全及び緑化に関する事業
- (3) こどもたちの健全育成及び健康増進に関する事業
- (4) 高齢者の健康増進に関する事業
- (5) 教育、文化活動及びスポーツ振興に関する事業
- (6) 地域文化の伝承及び育成に関する事業
- (7) その他町長が必要と認める事業

(基金の設置)

第 3 条 寄附者から收受した寄附金を適正に管理するため、檜葉町ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附者の指定等)

第 4 条 寄附者は、自らの寄附金の使途を第 2 条各号に規定する事業のうちから指定できるものとする。

- 2 この条例に基づいて收受した寄附金のうち前項に規定する事業の指定がない寄附金については、町長が当該事業の指定を行うものとする。
- 3 町長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならない。
- 4 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第 5 条 基金として積み立てる額は、前条の規定により寄附された寄附金の額とする。

(基金の管理)

第 6 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 7 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第 8 条 基金は、その目的を達成するため、第 2 条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第 9 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用状況の公表)

第 10 条 町長は、毎年度の終了後 6 ヶ月以内に、この条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 10 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○檜葉町ふるさと応援寄附条例施行規則

(平成 20 年 6 月 12 日規則第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、檜葉町ふるさと応援寄附条例(平成 20 年檜葉町条例第 2 号。以下「条例」という。)に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第 2 条 寄附金は、寄附申込書(様式第 1 号)又は募集により受け付けるものとする。

2 町長は、寄附金の申込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳等の作成)

第 3 条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、檜葉町ふるさと応援寄附金台帳(様式第 2 号)を作成しなければならない。

2 町長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の額)

第 4 条 寄附金は、一口 5,000 円とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(運用状況の公表方法)

第 5 条 条例第 10 条の運用状況の公表については、町広報等により行うものとする。

(その他)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

寄附金申込書

[省略]

様式第 2 号(第 3 条関係)

檜葉町ふるさと応援寄附金台帳

[省略]